

令和6年第3回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和6年3月26日(火)
開 会 午後2時55分 閉 会 午後3時10分
- 2 場 所 羽咋市役所302会議室
- 3 出席委員(10人)
②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀 ⑥山本 泰夫
⑦松生 朋広 ⑧中村 武史 ⑨高田外喜子 ⑩糺田 幸雄
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(2人)
①屋後 浩幸 ⑤長濱 恵司
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(5人)
⑬川口 勝博 ⑭悦永 秀雄 ⑮宮下 昇 ⑯平内 義博
⑰稲農 幹夫
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(7人)
⑱榊谷 武史 ⑲松岡 清司 ⑳村田 清二 ㉑大谷 辰伸
㉒濱名 猛 ㉓瀬戸 清明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、奥次長、石端主事
- 8 付議案件
(1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
(2) 農用地利用集積計画について
(3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 4番 山上委員 6番 山本委員
- 10 会議の結果
議案2件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、全員おそろいですので、ただいまから羽咋市農業委員会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席についてご報告いたします。1番、屋後委員、5番、長濱委員から欠席される旨の連絡を受けております。
ただいまの出席委員は10名であり、農業委員会に関する法律第24条第3項の規定に基づき、在任委員の12人の過半数を超えておりますので、本委員会が成立していることを報告いたします。
それでは、村会長、ご挨拶をお願いいたします。
会 長 (挨拶)
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。
 - ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - ・議案第2号 農用地利用集積計画について
 - ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願いたします。

議長 それでは、会議を開きます。

本日の議事録署名員に、4番 山上委員さん、6番 山本委員さんを指名します。よろしくお願いたします。

では、ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号1番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は623㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による460 a です。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町の田12筆で、面積は55,548㎡です。

位置図は5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による12,268 a です。

議案書3ページをご覧ください。

続きまして、整理番号3番の申請地は〇〇町、〇〇町の田4筆で、面積は27,004㎡です。

位置図は6ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による12,268 a です。

続きまして、整理番号4番の申請地は〇〇町の畑2筆で、面積は1,721㎡です。

位置図は7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、その他によるものです。

譲受人の申請事由も、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による17aです。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。

担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 売り手の〇〇さんは、20年来、ほかの方に耕作依頼していましたが、今般、今まで耕作していた方が高齢のため、ほかへ移すということになったんですけれども、その折に、〇〇さんのほうがそれを聞いて、ぜひ譲っていただけないかということで話がつきまして、両者の話がまとまったわけです。〇〇さんのほうは、規模拡大に伴って、このちょうど近くにハウスが2棟あるんですけれども、現在手狭ということで、将来的にハウスに利用したいという意向があるそうです。

以上です。

そういうことで、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

整理番号2番、3番は、私のほうからご報告申し上げます。

譲受人の〇〇さんに確認したところ、譲渡人の〇〇さん夫婦と話し合い、今ほど事務局の説明したとおり売買による経営規模拡大ということで間違いございません。確認いたしました。

続きまして、整理番号4番、〇〇委員さん。

担当委員 譲渡人の〇〇さんは、もう100歳に近い高齢の方で、本人は2年ほど前から施設のほうへ入られているので、〇〇町にいる娘さんとお話しされたみたいです。譲受人の〇〇さんは、〇〇のほうで地震のために被災されて生活できなくなって、この畑の横に〇〇さんの家があるんです。その家と一緒に、同時に購入という形になったらしいので、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

それぞれ担当委員さんにご異議なしということですが、何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

「議案第2号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書10ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田84筆、畑1筆の設定があり、合計面積は249,274㎡です。

権利設定期間別に見ますと、田については3年が6筆、5年が1筆、6年が1筆、10年以上が77筆、畑については10年以上が1筆の権利設定となっております。

申請件数は、貸手農家が42件、借手農家が8件となります。

各筆明細の一覧は、議案書11ページから14ページに記載しております。

申請件数は42件で、新規設定が70筆、再設定が15筆となります。

なお、No.6からは、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました。何かご意見があれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

全委員

なし。

議長

なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

では、異議なしと認め、「議案第2号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書15ページをご覧ください。

今回解約される農地は51筆で、面積は179,760㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご意見があれば、お願ひいたします。

全委員

なし。

議長

「報告第1号」について、ご意見がなければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「報告第1号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。

ありがとうございます。

本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人